

## 総務環境常任委員会審査報告書（令和4年12月）

### （条例審査）

令和4年12月8日、午前9時00分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長並びに企画総務課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和4年12月7日の本会議で当委員会に付託された、「議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：瀬戸伸二委員長、瀬戸恵津子委員、瀬戸顯弘委員、大野徹也委員、堀口恵一委員、石田照子委員

町出席者：町長、副町長、企画総務課長

あいさつ：瀬戸伸二委員長、町長

あいさつの後、質疑に入りました。

堀口委員 社会全体のデジタル化に対応した個人情報とデータ流通の両方が求められているが、どのような課題があるか。

企画総務課長 現状、団体ごとに個人情報保護条例の規定・運用の相違がありデータ流通の支障となる。また、求められる保護水準を満たさない団体もあると専門家から指摘されている。こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、全ての地方公共団体の的確な運用が確保されることになる。

堀口委員 課題については十分解決されるという認識で良いか。

企画総務課長 現在、地方公共団体だけで1,700を超える自治体があり、それらの自治体がそれぞれで条例を定めている。今後はすべて法律で規

制されるので、1,700を超える地方自治体すべてに同様の規制が適用されるということで、先ほど述べた課題は解決できると考えている。

大野委員 個人情報保護とデータ流通の両立ということで、個人情報保護に関しては一元化され、それらの課題は解決されると思われるが、データ流通の関係、この点について地方公共団体において何か障害になるようなことはないか。

企画総務課長 現状、地方公共団体についてはそれぞれの条例があり、民間事業者についても異なる規制となっていたが、今後は地方公共団体も民間事業者も同様の規制となる。問題となっていた文言の違いや、解釈の違いが統一されるので、データ流通もかなり進むのではないかとと思われる。

大野委員 データ流通というのは個人情報保護とは相反する部分でもあると考えられる。例えばどこかからその情報を求められ、それを提供する場合、制約等があるかと思うが、その辺は個人情報保護委員会等にお諮りするとか、そういった仕組みになっているのか。

企画総務課長 個人情報をどこかに提供する場合は、個人情報保護審査会に諮り、審査会の委員がセキュリティ等について審査を行って、データを提供するというシステムになっている。

石田委員 先ほどの説明で、様々な団体で規定や運用ルールが別々だったものを、法律で共通のルールにすることにより、データベースも含めて情報がしっかりと守られるというのが、今回の改正の目的の一つではないかと思うが、その中で今まで国や独立行政法人、あるいは民間事業者、地方公共団体でそれぞれ情報が別々に管理されていたものを、令和5年4月から国の機関である個人情報保護委員会が一元的に管理するということだが、個人情報保護委員会はどのような組織なのか詳しく説明していただきたい。

- 企画総務課長 個人情報保護委員会は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いの確保を図ることを任務としており、独立性、政治的中立性を有する国の独立行政委員会で、平成28年1月に内閣府の外局として設置されている。個人情報保護法等に基づき、個人情報の保護に関する基本方針の策定推進に関する業務、個人情報等の取り扱いに関する監視・監督に関する業務等を担っている。具体的には個人情報取扱事業者や行政機関等に対して、必要な指導、助言や調査等を行い、必要があると認める場合には勧告等も行うことができるとなっている。町が設置する情報公開・個人情報保護審査会とは、別の組織である。
- 石田委員 町には情報公開・個人情報保護審査会というのがあり、これとは別の動きになると思うが、そうすると国の組織と市町村で設置している組織とで個人の情報が守られるという解釈で良いか。
- 企画総務課長 そのとおりである。元々、民間事業者は個人情報保護法があり、市町村は条例で運用していたが、今後は、個人情報保護委員会と情報公開・個人情報保護審査会とで適切に守られていくという形になっている。
- 大野委員 個人情報保護法が上位の法律という中で、それらの機関については当然、監視・保護を行う機関となると思う。今回は個人情報保護法を施行するための条例を制定するということであると思うが、この中で要配慮者の関係については条例等で定めることを求められているのか。
- 企画総務課長 法律にある要配慮個人情報というものだと思うが、現時点で町としては、特別に定める予定はない。まずは法律の定めるとおりに運用を行い、今後町として法律以外の方を要配慮者と規定する必要が生じれば、条例改正で対応していくことを考えている。
- 大野委員 要配慮者の関係について、災害対策基本法の中では、災害時、要配

慮者について関係機関に情報を提供できるということとなっており、そちらの法律で提供できれば良いが、個人情報保護法が影響してその部分がうまくいかないことが危惧されているということが言われている。

企画総務課長

地域性もあり、本町の場合は災害時には要配慮者の情報は提供して助けた方が良いという意見の方が多数を占めると考えられる。要配慮者の情報については、提供し、利用できるようにしっかりと国の意見も聞きながら、共助を強め、災害に強いまちとなるようしっかりと検討していく必要がある課題だと思っている。

大野委員

今言われたように、災害対策基本法の中で対応できるということであるが、地域の事情、地域の特性という点について、個人情報保護委員会に申請という形なのかはわからないが、地域事情を考慮してという形でケアをしていけば良いのではないかと思う。関連でマイナンバー法についても同様に個人情報の規制があるかと思うが、そういったもので二重三重に規制され、例えば住民基本台帳の管理、安全措置の関係やDVの関係等、それらについても担保できるような形に精査してもらった方が良いのかと思う。

企画総務課長

この件はしっかりと検討していきたい。

瀬戸顯弘委員

従来、各地方公共団体において、1,700以上の個人情報保護条例が個別にあり、本町も同じように個人情報保護条例を制定し、町民の個人情報を守っているわけだが、今後は国が定めた法律により、すべての団体が同様のルールで個人の情報を守っていくとなっているが、今のマイナンバーカードの普及状況からも感じているが、個人情報の保護について国において適切に運用されるのか危惧している町民が相当数いるのではないかと考えている。このことについてどのように払拭していくかということも大きな問題であると考えている。それらを払拭できれば賛成であり、自分の個人情報が

国によって守られるとなると考えるが、この点についてどう考えているのか。

企画総務課長 今回、国が個人情報保護法の改正に至った背景として、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることが挙げられる。そうした中で、団体ごとに定められた個人情報保護の規定が、一方では求められる保護水準を満たさないものもあること、また、団体間において、制度運用の相違があること等が問題となった。今回の個人情報保護法の改正は、従来、団体ごとに運用されてきた個人情報保護制度を、統一かつ的確に運用するための、全国共通ルールを法律により規定しようとしたものといえる。

今回の法改正により、全国的な統一ルールが設定されることになるため、むしろ肯定すべきこととして捉えている。

本制度改正については、町民に対ししっかり啓発していくべきと考えている。

瀬戸顯弘委員 特に町民が心配しているのはその部分なので、それをどうやって啓発していくか、それが一番重要だろうと思う。

企画総務課長 町民の個人情報を扱う職員に対しても今回の法改正をしっかりと周知していきたいと思う。

瀬戸恵津子委員 条例第3条の登録簿について、これが一番関心のあるところで、これは、今までもやっていたことをそのまま引き続いてやるということだと思うのだが、この第4号と第5号について詳しくご教示いただきたい。

企画総務課長 第4号、第5号に該当するのが、事務を行う上で何の法律や条例に基づいて行うのかといった根拠法令、その事務を開始する年月日、親族関係や婚姻情報等であり、これはその事務で登録が必要であればチェックするというものである。

瀬戸恵津子委員 様式ということでは理解した。

- 企画総務課長 その様式は規則で定めている。規則は議会にはお諮りしないが、ホームページで誰でも閲覧できるようになっている。
- 瀬戸恵津子委員 現在の条例には制限の細かい内容の記載があるが、今後そういう制限の内容は、国の法律に記載されるということか。
- 企画総務課長 現在の条例は第44条まで規定があったかと思うが、今後は法律で規定されているので法律で規定されていない部分だけを条例に規定すると理解していただきたい。
- 大野委員 個人情報取扱事務登録簿の関係、それは個人を特定できる物であるため、しっかり登録簿に記載して管理しなさいという意味か。
- 企画総務課長 事務登録簿については、現在、企画総務課で一括管理しているが、管理しているのは事務の名称だけと考えていただきたい。事務登録簿には個人情報は入っておらず、実際の個人情報は担当課で所有している。
- 大野委員 個人情報はそれぞれの課において、パソコンで管理し、データベースとして活用していると思うが、安全管理の点、安全措置については、各課に任されて責任者もおおり、個人情報の取り扱い規定の様なものがある中で管理がされていくのか。
- 企画総務課長 町では、町が保有する情報の機密性、安全性及び可用性の確保を図るための情報セキュリティポリシーを定めて運用している。
- 大野委員 そのような中で誰がデータを使用したのか、パスワード管理はどうなっているのか、データベースでどのように情報を扱っているのかということのチェックはできているのか。
- 企画総務課長 パスワードで管理しており、職員が個々にパソコンにログインして事務を行っている。企画総務課ではこのIDによって職員を判別し、24時間、誰がどの情報を見ているかチェックできるようになっている。
- 大野委員 こういった運用をしていることを町民へ周知するために広報紙に

掲載するなどが考えられる。

企画総務課長 今回の改正について広報紙で町民に周知する際に、町職員の取扱い要領についても記載して周知できればと考えている。

石田委員 確認だが、先ほどの個人情報取扱事務登録簿については一般の閲覧に供しなければならないとなっているが、これは事務登録簿のみで、詳しい個人情報は掲載されていないということで良いか。

企画総務課長 事務登録簿には個人の情報は掲載されていない。実際の個人情報は、その事務を行っている担当課で所有している。

瀬戸伸二委員長 条例第6条第2項に「事務処理上、困難」という文言があるが、その困難とはどういうことか。

企画総務課長 第6条の事務処理上の困難な場合の30日以内というのは、請求に対する諾否を決定する期日のことである。事務処理上困難な場合というのは、神奈川県では請求されている情報の中に第三者が多数いる場合、公開・非公開について第三者意見を聞かなければならないため、30日まで延ばすとなっており、延長する場合は請求者にもその内容を伝えるようになっている。

大野委員 現在の個人情報取扱事務登録簿の登録件数は。

企画総務課長 約800件の事務を、個人情報を取り扱う事務として登録している。

大野委員 新規条例を旧条例と比較して規制が後退したという部分、例えば、旧条例で規定されていたが、新規条例では廃止になった部分、あるいは新規条例により新たに規制が進んだといえる部分、旧条例では規定されていなかったが、新規条例で新たに設けられた規定があれば伺いたい。

瀬戸顯弘委員 併せて、法律上規定はされていないが、町で独自に定めている規定があれば、ご教示いただきたい。

企画総務課長 旧条例による保護体制の維持という観点からいえば、旧条例における個人情報取扱事務登録簿に関する規定を引き続き設けている。改

正法では、保有する個人情報に1,000人未満である事務については、保有の状況を明らかにする必要はないが、本町における個人情報の内容・所在等、保有の状況を明らかにし、適正な取扱いを確保するため、保有する人数にかかわらず、取扱事務登録簿を作成し、公表するものである。

堀口委員 個人情報保護制度の運用について、これまで年間どの程度開示請求があったのかご教示いただきたい。

企画総務課長 個人情報保護制度の運用は、平成14年4月の保護条例施行に伴い開始された。平成14年以降の開示請求件数は7件であり、口頭による簡易開示の請求件数が15件の合計22件になる。口頭による開示請求は、職員採用試験の結果を受験者の求めに応じ、開示したものである。

瀬戸伸二委員 金融庁、裁判所、警察、税務署等から個人情報の開示請求を受けることはあるか。

企画総務課長 情報公開請求や選挙人名簿の閲覧請求を受けることはあるが、個人情報の開示請求を受けたことはない。

瀬戸伸二委員 条例第7条に規定する保有個人情報が著しく大量とは、具体的にどの程度の量のことをいうのか。

企画総務課長 神奈川県では、特定部局の保有する全ての個人情報の開示請求や、担当者がその担当業務を遂行しながら、全ての個人情報について可否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とする開示請求を、著しく大量であると規定している。量的な判断については、県の基準に沿った運用になるかと思う。

瀬戸顯弘委員 条例第2条に定める実施機関について問う。旧条例においては議会と記述されていた部分が財産区と記述されているが、理由について説明願いたい。

企画総務課長 改正個人情報保護法において、第2条第11項第2号の規定により、



議会は地方公共団体の機関から除かれることになった。財産区は、地方公共団体の機関に含まれるため、新規条例において規定したものである。

瀬戸顯弘委員 社会福祉協議会はどのような扱いになるか。

企画総務課長 地方公共団体の機関ではないため、個人情報保護法の規定に則った対応が必要となる。

大野委員 民生委員、児童委員はどのような扱いになるか。

企画総務課長 法務局からの委嘱を受けた委員である。民生委員や児童委員には条例の規定によらず守秘義務がある。

以上で質疑を終了し、「議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

(午前9時50分終了)

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第70号に係る審議結果についての報告を終了といたします。

## 総務環境常任委員会審査報告書（令和4年12月）

### （条例審査）

令和4年12月8日、午前9時50分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長並びに企画総務課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和4年12月7日の本会議で当委員会に付託された、「議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：瀬戸伸二委員長、瀬戸恵津子委員、瀬戸顯弘委員、大野徹也委員、  
堀口恵一委員、石田照子委員  
町出席者：町長、副町長、企画総務課長

瀬戸恵津子委員 現在、足柄上郡5町で共同設置している審査会と、今回条例で設置する山北町情報公開・個人情報保護審査会とは別の組織になるのか。

企画総務課長 今回の条例制定により、組織の名称は異なるが、従来どおり足柄上郡5町、同じ人を審査会の委員として引き続き委嘱することになる。

審査請求等、個別の案件でない場合、足柄上郡5町共通の案件であれば、共同で審査会を開催する。

個別の案件であれば、1町で諮問をするかたちとなる。

瀬戸恵津子委員 報酬はどのように支払うのか。

企画総務課長 山北町に個別の案件で来ていただく場合も、足柄上郡5町共通の案件を審議いただく場合も、町からの報酬の支払いについては変わらない。

瀬戸恵津子委員 条例第6条第1号に定める諮問庁について確認したい。

情報公開条例で定める実施機関に議会は含まれるので審査会に諮問できるが、個人情報保護条例で定める実施機関に議会は含まれなくなるので、審査会に対し諮問はできなくなるという解釈でよいか。

企画総務課長 その通り。改正個人情報保護法において議会は適用の対象外となった。議会に対する情報公開については、情報公開条例に定める実施機関に含まれるため、諮問することができるが、個人情報保護については個人情報保護条例で定める実施機関に含まれなくなったため、諮問することができなくなるということである。

石田委員 審査会はどのような内容について審査するのか、もう少し具体的に説明いただきたい。

企画総務課長 情報公開も含め、請求に対する決定等について審査請求があった場合に、町からの諮問に応じて審査を行うことが一番の仕事になる。

また、条例の改正又は改廃をしようとする場合や安全管理の基準を定めようとする場合及び個人情報の取扱いに関する細則を定めようとする場合などに審議する。

石田委員 個別の案件というのは、主にその町に審査請求があった場合で、条例改正や安全管理の基準等を定めようとする場合は、5町共同で審査会を開催するという解釈でよいか。

企画総務課長 お見込みのとおり。今回の条例制定にあたり、11月7日に審査会を開催し、委員からご意見をいただいたところである。

石田委員 審査会の開催実績について教示いただきたい。

企画総務課長 平成14年の条例施行に伴う制度開始から、情報公開審査会は18回、個人情報保護審査会は32回の開催実績がある。

石田委員 1年に1回は開催するのか。

企画総務課長           1年に1回は必ず開催する。個別の案件があれば、適宜開催される。

以上で質疑を終了し、「議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

(午前10時10分終了)

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第71号に係る審議結果についての報告を終了といたします。